



福祉サービス第三者評価
受審証明書

特別養護老人ホーム原 様

広島県社会福祉協議会の実施する
福祉サービス第三者評価を受審された
ことを証します

令和4年7月12日

(社福)広島県社会福祉協議会

会長 山本一隆



II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

特別養護老人ホーム原は、平成17年に移転した国立療養所と県立養護学校の跡地を活用した社会福祉法人三篠会の社会福祉施設群である「ふれあいライフ原」キャンパス内にあります。平成20年に新築した4階建ての建物内は、1階を従来型特別養護老人ホーム、2階をユニット型特別養護老人ホーム、3・4階を介護老人保健施設として運営されています。廿日市市の山手の瀬戸内海が見渡せる約600世帯の原地区には、当事業所の他にも2法人が運営する高齢者施設があり、3つの法人が連携して地域の住民組織に所属しながら、地域との良好な関係を築かれています。

福祉サービス第三者評価は、今回で3回目の受審でした。新型コロナウイルス感染症の影響で、外出・外泊・家族・ボランティアに関する評価が前回よりもいずれも1段階ずつ低くなりましたが、敷地内での外出、オンラインやガラス越しの家族面会など、対応の努力が伺えました。コロナ禍における利用者・施設と家族・地域との関係の希薄化は、多くの福祉・介護施設が直面する大きな課題です。克服に向けたこれらの創意工夫をぜひ継続いただきたいと思います。

◎特に評価の高い点

(1)事業所として、「原地区福祉部会」や「原お互いさまネット」に参画し、地域課題の把握に努め、原地区にある2つの事業所と協力しながら、サービス提供のあり方を検討されています。また、敬老会等の地域行事にも積極的に参加し、地域との関係性を築かれています。(管理運営編 No.16:地域との関係)

(2)各ユニットでは、壁や廊下に季節感の感じられる装飾があり、利用者の生活に潤いをもたらすような工夫が見られます。(管理運営編 No.14:設備環境)

(3)ノーリフティングケア推進委員会や排泄委員会、移乗マイスター制度、福祉用具業者を招いての勉強会など、利用者の尊厳と自立を重視するとともに、スタッフにも無理のないケアをめざす取り組みが各所に見受けられました。これらにより、ケアの質向上に向けた組織的な取り組みが定着していることが伺えました。(サービス編 No.10:排泄自立, No.14:適切な用具の使用, No.15:寝・食分離, No.16:総臥床時間減少の努力, No.19:自助具・補装具の設備, No. 51:用具の工夫)

(4)ケア記録の電子化にいち早く取り組まれ、記録の標準化、介護現場での入力、多職種での情報共有が可能となっていました。これにより、日誌や個人記録などに重複して記録する必要がなくなり、記録時間の短縮も期待できます。今後は、これら電子媒体での記録の保管方法やセキュリティとともに、管理上必要な書類は何かなど紙媒体についても研究いただきたいと思います。(サービス編 No.41:ケア記録(記録の管理と活用))